

## 吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号  
及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2022 年 3 月 1 日

株式会社フジ

株式会社フジ・リテイリング

2022年3月1日

吸収分割にかかる事後開示書類  
(会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号  
及び会社法施行規則第189条に定める書面)

愛媛県松山市宮西一丁目2番1号  
株式会社フジ  
代表取締役社長 尾崎 英雄

愛媛県松山市宮西一丁目2番1号  
株式会社フジ・リテイリング  
代表取締役社長 山口 普

株式会社フジ（以下、「分割会社」といいます。）及び株式会社フジ・リテイリング（2022年3月1日付で「株式会社フジ分割準備会社」より商号変更。以下、「承継会社」といいます。）は、2021年12月6日付で両社の間で締結した吸収分割契約書（以下、「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2022年3月1日を効力発生日として、分割会社を持株会社化するために必要な機能を除くすべての事業に関して分割会社が有する一定の権利義務を、承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2項並びに会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）  
2022年3月1日
2. 分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）
  - (1) 会社法第784条の2（吸収分割の差止請求）の規定による手続の経過  
本吸収分割の差止請求を行った分割会社の株主はおりませんでした。
  - (2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過  
分割会社は、会社法第785条第3項の規定により、2022年2月8日付で、分割会社の株主に対し、本吸収分割をする旨並びに承継会社の商号及び住所を定款に則

り電子公告により公告いたしました。が、会社法第 785 条第 1 項により株式買取請求を行った分割会社の株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過  
該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過  
分割会社においては、会社法第 789 条第 1 項第 2 号に定める債権者が存在しないため、該当事項はありません。

3. 承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（吸収分割の差止請求）の規定による手続の経過  
本吸収分割の差止請求を行った承継会社の株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過  
分割会社は、承継会社の会社法第 796 条第 1 項本文に規定する特別支配会社に該当し、分割会社以外に承継会社の株主がいないため、承継会社においては、会社法第 797 条第 3 項の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過  
承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定により、2022 年 1 月 27 日付の官報により、債権者に対して公告を行いました。が、本吸収分割に異議を述べた債権者はおりませんでした。なお、承継会社においては、知れている債権者は存在しないため、承継会社は、知れている債権者に対する個別の催告を行っておりません。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2022 年 3 月 1 日をもって、分割会社を持株会社化するために必要な機能を除くすべての事業に関して分割会社が有する一定の権利義務を承継しました。

5. 会社法 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割に係る分割会社及び承継会社の変更登記は、いずれも効力発生日である 2022 年 3 月 1 日から 2 週間以内に申請する予定です。

6. その他本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）
- (1) 分割会社は、会社法 783 条第 1 項の規定により、2022 年 1 月 26 日開催の臨時株主総会の決議によって、本吸収分割契約の承認を得ております。
  - (2) 本吸収分割は、会社法第 796 条第 1 項に規定する略式吸収分割に該当するため、承継会社は、会社法第 795 条第 1 項に規定する株主総会の決議による本吸収分割の承認を受けておりません。
  - (3) 本吸収分割の効力発生条件である、分割会社とマックスバリュ西日本株式会社との間の 2021 年 12 月 6 日付株式交換契約に基づく株式交換は、2022 年 3 月 1 日をもって、その効力を生じております。

以上